

令和5年度指定管理鳥獣生息状況調査委託業務仕様書

1 業務目的

青森県内で個体数の増加及び農林業等への被害が懸念されているニホンジカ及びイノシシの生息状況の実態を把握することで、適切な管理対策を講じるための基礎資料とするものである。

2 業務実施期間

契約締結の日から令和6年3月8日（金）まで

3 業務内容

実施地域については県内全地域対象（ただし、調査箇所は委託者と受託者との協議により決定する）とし、各種調査は以下のとおりとする。

(1) 糞塊密度調査（ニホンジカ）

5kmメッシュ46箇所において調査を実施し、過去の調査結果と比較検証を行う。

ア 調査場所及びルートの設定

三八地域は昨年同様の調査場所とし、他地域は過去のニホンジカ目撃情報・出猟カレンダー情報を参考に調査場所を設定する。

調査ルートは、現地確認の上、尾根などの地形からルートが判別しやすいように設定する。

イ 調査の実施

調査ルートの左右1m（計2m）の範囲内を調査範囲とし、その中で歩きながら確認できるニホンジカの糞を調査対象とする。

参考情報として糞の粒数、新鮮度を記録する。粒数は糞の形状や新鮮度から1回の排泄であると判断される糞粒の集まりを糞塊とし、10粒未満、10粒以上で区分して記録する。また、カモシカが生息する地域では、200粒以上の糞塊も区別して記録する。

(2) 痕跡調査（イノシシ）

3(1)糞塊密度調査と同一箇所・ルートにおいて、糞塊密度調査と並行してイノシシの痕跡（食痕、糞、足跡、こすり跡等）を調査する。

調査結果については、GISデータとして整理し、痕跡の密度や分布などが分かりやすいように地図上に図化する。

また、目撃情報や捕獲数、出猟カレンダーなどほかの密度指標データと比較し、痕跡数の密度指標としての有効性を検証する。

(3) ボイストラップ調査（ニホンジカ）

本県における定着の可能性のあるニホンジカの生息状況を把握するために、録音機を用いたニホンジカの鳴き声を調査する。

ア 調査の実施

録音機は県内で6台を設置し、ニホンジカの繁殖期に実施する。具体的

な実施地域及び時期は委託者と受託者が協議の上決定する。

イ データ解析

回収した録音データは、音声解析ソフトを用いてシカの鳴き声を抽出し、鳴き声が録音された場所や時間、鳴き声のパターン等について取りまとめる。

ウ ヒアリングの実施

調査箇所選定の際、市町村等と関係者からヒアリングした目撃情報、痕跡情報等の内容を整理し取りまとめる。

(4) 出猟カレンダー集計（共通）

ア 令和4年度分

令和4年度指定管理鳥獣捕獲等事業データ確定版及び狩猟データを集計しCPUE（捕獲効率）、SPUE（目撃効率）を算出し、各種メッシュ図を作成する。

イ 令和5年度分

令和5年度指定管理鳥獣捕獲等事業データを集計しCPUE（捕獲効率）、SPUE（目撃効率）を算出し、各種メッシュ図を作成する。

(5) 越冬地調査（ニホンジカ）

ニホンジカに対する冬季の捕獲圧を高める基礎資料とするため、越冬好適地の予測し、図化するほか、現地調査を行う。

ア 越冬好適地の予測位置図

これまでの目撃情報、捕獲情報を使用し、植生情報等の環境データを組み合わせて空間解析を行い、越冬好適地を予測・図化する。

イ 越冬地現地調査

上記アで作成した予測位置図等を参考に、冬季の生息状況を確認するため現地踏査を2回以上実施する。

(6) 生息好適地予測（イノシシ）

イノシシに対する捕獲圧を高める基礎資料とするため、生息好適地を予測し、図化する。生息好適地の予測に当たっては、これまでの目撃情報、捕獲情報を使用し、植生情報等の環境データを組み合わせた空間解析を行う。

(7) 集落アンケート調査（共通）

ニホンジカ、イノシシ等の生息状況、被害状況、被害対策、捕獲活動等の地域における実態を把握し、効果的な対策に資する検討資料とするため、農業集落の代表者を対象としたアンケート調査を郵送法により実施する。

ア 調査対象者及び数量（想定）

青森県内の農業集落の代表者 1, 600人

イ 業務内容

受託者は、調査票の印刷、発送、回収、集計及び分析を行う。なお、アンケートの質問・回答用紙は、委託者と協議の上、受託者が作成する。

(8) その他提案事項（共通）

各種モニタリング調査データ等を使用し、本事業の目的を達成するための独自提案をする。

4 成果品の提出

(1) 成果品

ア 報告書1部（現地調査写真一式含む）（A4縦版）

イ 上記アの電子データを保存した電子媒体（CD-R又はDVD-R）1枚

(2) 提出場所

青森県環境生活部自然保護課

5 著作権等の扱い

(1) 成果品に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権は、青森県が保有するものとする。

(2) 成果品に含まれる受託者又は第三者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）の著作権等は、個々の著作者に帰属するものとする。

(3) 納入される成果品に既存著作物が含まれる場合には、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うものとする。

6 その他

(1) 受託者は、機密情報及び個人情報を善良なる管理者の注意義務をもって管理するものとする。

(2) 契約期間中において受託者は、委託者の求めに応じ中間報告書、参考資料及びデータ等を適宜提出するものとする。

(3) 受託者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難しい事由が生じたとき又は本仕様書に記載のない事由については、委託者と速やかに協議し、その指示に従うものとする。